

制定 平成20年 6月14日 中国運輸局公示第31号
改正 平成27年10月 1日 中国運輸局公示第57号
改正 平成28年 6月14日 中国運輸局公示第11号
改正 令和 2年 9月28日 中国運輸局公示第32号
改正 令和 5年10月23日 中国運輸局公示第68号

公 示

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び
第14条の2に規定する講習について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2の規定
に基づく認定を受けた講習を実施する者を、別添のとおり公示する。

平成20年6月14日

中国運輸局長 石 津 緒

附 則

この公示は、平成20年6月14日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、平成28年6月14日から適用する。

附 則

この公示は、令和2年9月28日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年10月23日から適用する。

(単位地域の名称)

広島県A・広島県B

(認定講習実施機関の名称)

一般社団法人広島県タクシー協会

(認定講習実施機関の主たる事務所の所在地)

広島県広島市西区観音新町1丁目7番71号

(単位地域の名称)

鳥取県

(認定講習実施機関の名称)

一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会

(認定講習実施機関の主たる事務所の所在地)

鳥取県鳥取市丸山町246-10

(単位地域の名称)

島根県

(認定講習実施機関の名称)

一般社団法人島根県旅客自動車協会

(認定講習実施機関の主たる事務所の所在地)

島根県松江市上東川津町1238

(単位地域の名称)

岡山県

(認定講習実施機関の名称)

一般社団法人岡山県タクシー協会

(認定講習実施機関の主たる事務所の所在地)

岡山県岡山市中区海吉1806-1

(単位地域の名称)

山口県

(認定講習実施機関の名称)

一般社団法人山口県タクシー協会

(認定講習実施機関の主たる事務所の所在地)

山口県山口市葵1丁目5番58号